

第4回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年1月17日（木） 10時～12時
 - 2 場 所 総務省7階省議室
 - 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、辻委員、中里委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員
 - 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
 - 3 閉会
 - 5 議事の経過
 - 佐藤主光一橋大学政策大学院・経済学研究科教授、井手英策慶應義塾大学経済学部准教授、林宜嗣関西学院大学経済学部教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。
 - 第5回の検討会においては、碓井光明明治大学法科大学院教授、中里実東京大学大学院法学政治学研究科教授からヒアリングを行うこととされた。
- (以下、質疑及び自由討議)
(佐藤教授より資料に基づく意見の発表あり)
- 先進国、新興国と比べて高い法人の税負担率を下げる、比較的低い付加価値税、地方消費税を上げていく方向はそのとおり。ただ、地方団体は法人に安易に負担させるとよく言われるが、法人は選挙権はなくても影響力がある。また法人のために地方団体は行政サービスを提供しているので、法人も一定の税を負担すべき。
個人住民税の課税ベース拡大は、方向としてはそのとおりだが控除をなくし過ぎると低所得者の負担が重くなる。固定資産税の実効税率を上げるべきと言われるが、地方では土地を持っていても収益を生まないので上げられない。(石井委員)

- 企業のミッションは納税ではなく地元に雇用を生み出すこと。地域経済の経営者という感覚からは、企業は顧客。公共サービスを提供しているから納税してもらうとの関係だけでなく、いろいろなオプションが考えられるのではないか。
固定資産税については安すぎるために遊休地が放置されるなど、安くしていることの弊害にも目を向けるべき。（佐藤教授）
- 応益説に基づいた税金は4つに分けられる。1つめは便益を受ける前提としての定額の会費的なもの。2つめは便益に応じた課税。これは便益に比例した負担と累進的な負担に分けられる。累進も、平均的な負担増と、限界的な負担増に分けられる。どれを意味しているのか。また応益説に基づいた課税には、便益の大きさを表す課税標準を設定する必要があるが、企業課税の場合、この便益の代理指標＝課税標準として何が適切か。（林委員）
- 応益原則、応能原則は納税者に課税根拠を示す基準であり、二分法で考えるのは危険。負担の仕方は定額でよく、個人住民税、法人住民税とも均等割があるのでこれを使うべき。
便益の代理指標は教科書的に言えば地価がその一つ。企業の場合はレント（超過利潤）の中に公共サービスによる生産性の向上が含まれているとの解釈も可能。（佐藤教授）
- 国の法人税と地方の法人課税の共同税化を打ち出されているが、税源の偏在が大きく馴染むのか。むしろ地方消費税が将来上がるときに地方共同税化できないかと知事会で議論をしている。（石井委員）
- 法人課税の共同税はあくまで移行措置であり、最終的には地方消費税でよい。ただ、地方消費税については偏在度が余り高くないので、これ自体の共同税化にどこまで意味があるか。格差是正ということであれば法人課税を共同税化すべきではないか。（佐藤教授）
- 法人課税は転嫁されるとすれば、経営者が税率の高い地域から転出するのはイリュージョンを前提とした行動なのか。国は国境を管理しており、地方はボーダーレスであることが国税と地方税の配分の1つの重要なポイントだったが、経済がボーダーレス化して税率引下げ競争が起きている中で、国税が地方税の論理を取り入れざるを得なくなっているのではないか。
交付税や消費税のように国と地方がシェアしているものは地方財源としての納税が認識されにくいとのご指摘があったが、共同税（ドイツのように国・地方の共同意思決定機関がない日本では、国税を地方に分与する分与税か、地方税を国に上納する分賦税となるが）の場合は問題ないのか。（神野

会長)

- 国境管理が難しくなっているので、国の方に対する優位はかなり落ちているが、地域経済も国際競争に巻き込まれており、法人課税の問題は国・地方を合わせて考えなければならない。共同税の裏には、グローバル化に一元的に対応する狙いがある。

法人課税の共同税は移行措置。今も交付税や消費税は事実上の共同税だが、長い目で見れば独立した税目であるべきと思う。(佐藤教授)

(井手准教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 生存権保障が国の重要な任務とのことだが、国の財政の中でどの程度の割合を占めるイメージなのか。(吉村委員)

- 国民の生存保障はある程度地方がやるしかないが、それぞれの財政力によってできたり、できなかつたら元も子もない。その意味で、自治体の生存保障も含めて国が自治体の財政を保障していく必要がある。(井手准教授)

- 法人住民税を国税化して交付税の原資にすることで交付税の法定分が充実した場合には、国による加算分が削られて地方一般財源が減るリスクがあるが、どう考えるか。(中里委員)

- 法人住民税として上がってくると想定される額を交付税特別会計に直接入れて、加算などでいじれない制度設計を考えておく必要がある。(井手准教授)

- それならば今の地方法人特別税・譲与税の仕組みでも対応できるのではないか。(中里委員)

(林教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 一次的帰着の試算について、個人と社会全体の受益はどのようにサービスを分けられたのか。教育などは個人に帰着するが、企業にとっても意味があり、一概に言い切れないと思うが。(沼尾委員)

- そのように考えると企業が受益した場合も最終的には個人に帰着するので、敢えて一次的なインパクトで計算した。(林教授)

- 地方法人特別譲与税は、交付税ではできない交付団体と不交付団体の間の財政調整のスキームと理解できるが、地方法人特別譲与税による財政調整には問題があり、交付税はよいという点はどう整理されるのか。（中里委員）
- 法人事業税を、国が地方法人特別税として吸い上げて、譲与税で均てん化する必要性がない税にしなければならない。外形標準課税によっても税収の格差は出てくるが、甘んじて受けるべきではないか。それでも譲与税を使った均てん化が必要になるのは、今の法人事業税が企業の受益以上の負担になっているからではないか。（林教授）
- 人口動向により税収の地域間格差は拡大することだが、財政需要の格差も同様に拡大するのではないか。需要に踏み込んだ検討はされたか。
個人向けサービスの重要性が高まるとのことだが、地方の中では主に市町村が担っている。その需要と税源をどう考えるか。（辻委員）
- 税収が減る地域は需要も減るが、かなり下方硬直的。高齢化の進展などで行政需要は人口減に比例しては減らず、財政力指数は地方で低くなる。
都道府県と市町村の間の税源配分については機能分担、事務配分や税体系のあり方をどうするかも含め別途考えていく必要がある。（林教授）

以上